

HP 公開用抜粋版

※研修資料本体の一部を抜粋したサンプルです

第一種衛生管理者試験対策冊子

小テスト集

医療職向け

—— 試験に出るところを、短時間で確認するために ——

【収録内容】

定期的学習のための小テスト集
直前ラストスパート再確認問題付き

納谷労働衛生コンサルティング

衛生管理者育成支援

第1版 (Version 1.0)

作成日：令和8年5月6日

© 納谷労働衛生コンサルティング

本冊子について

本冊子は、納谷労働衛生コンサルティングの「衛生管理者育成支援」における、定期的学習のための小テスト集です。

第一種衛生管理者試験の頻出事項を中心に、医療職向けに、○×確認問題、5 択分解トレーニング、解答・解説をまとめています。

本冊子は、試験に必要な基礎知識を効率よく確認するための教材ですが、合格を保証するものではありません。

本冊子は、第一種衛生管理者試験で求められる基礎知識と、過去問に対応できる正誤判断能力を養うことを目的として、納谷労働衛生コンサルティングの衛生管理者育成支援用に独自に作成したものです。

なお、本冊子は、公表問題や法令情報等を参考に作成していますが、公表問題そのものを転載したものではありません。

本冊子は、作成時点の公表問題・法令情報等に基づいています。
法令改正や試験傾向の変化により、今後の試験では取り扱いが変わる可能性があります。

区分	回	項目	ページ
問題編			
	第1回	管理体制① 分野横断○×確認テスト	1-3
	第2回	労働生理 分野横断○×確認テスト	4-6
	第3回	労働衛生分野① 三管理・WBGT・視環境・有害物質・リスクアセスメント	7-9
	第4回	労働衛生分野② 有害エネルギー・情報機器作業・事務室環境・局排・作業環境測定	10-12
	第5回	労働安全衛生法令等① 定期自主検査・譲渡等制限・教育・作業環境測定・健康診断	13-15
	第6回	労働安全衛生法令等② 特殊健診・健康管理手帳・面接指導・ストレスチェック・報告義務・事務所衛生基準	16-18
	第7回	直前総点検① 労働基準法+横断総点検	19-23
	第8回	勉強会最終回 5択分解トレーニング	24-34
	第9回・第10回	試験直前自己学習用の使い方	35
	第9回	ラストスパート自己学習① 過去問対応・弱点補強○×確認テスト	36-40
	第10回	ラストスパート自己学習② 試験直前・最終確認○×テスト	41-45
解答・解説編			
	第1回	管理体制① 解答・解説	46-49
	第2回	労働生理 解答・解説	50-54
	第3回	労働衛生分野① 解答・解説	55-59
	第4回	労働衛生分野② 解答・解説	60-64
	第5回	労働安全衛生法令等① 解答・解説	65-69
	第6回	労働安全衛生法令等② 解答・解説	70-74
	第7回	労働基準法+横断総点検 解答・解説	75-81
	第8回	5択分解トレーニング 解答・解説	82-86
	第9回	ラストスパート自己学習① 解答・解説	87-92
	第10回	ラストスパート自己学習② 解答・解説	93-99
直前逆引き索引・頻出数字一覧			100

以下は、研修資料本体からの抜粋サンプルです。

実際の研修資料では、全 10 回分の小テスト問題、解答、解説を収録しています。

第5回 小テスト

労働安全衛生法令等①

定期自主検査・譲渡等制限・教育・作業環境測定・健康診断

分野横断○×確認テスト 40問

問題編

第5回 小テスト

労働安全衛生法令等①

範囲

定期自主検査、譲渡等の制限、製造等禁止物質・製造許可物質、雇入れ時・作業内容変更時の安全衛生教育、特別教育、作業環境測定・立入禁止場所、一般健康診断、特殊健康診断の入口

目標

労働安全衛生法令等のうち、試験で頻出する「対象」「頻度」「保存年限」「届出・報告」「省略可否」を確認する。

特に、3年・5年・7年・30年・40年、6か月以内ごと、半月以内ごと、1か月以内ごと、1年以内ごとの違いに注意する。

【基本○×問題】30問

- Q1 定期自主検査は、原則として検査者の資格を問わない。
- Q2 特定自主検査は、一定の資格を有する者などが行う必要がある。
- Q3 有機溶剤業務に使用する局所排気装置は、定期自主検査の対象となる。
- Q4 プッシュプル型換気装置は、定期自主検査の対象となることがある。
- Q5 全体換気装置は、局所排気装置と同様に、原則として定期自主検査の対象となる。
- Q6 定期自主検査の記録は、原則として3年間保存する。
- Q7 厚生労働大臣が定める規格を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない機械等には、防じんマスクが含まれる。
- Q8 アンモニア用防毒マスクは、譲渡等の制限の対象となる。
- Q9 放射線測定器は、譲渡等の制限の対象となる。
- Q10 排気量40cm³以上の内燃機関を内蔵するチェーンソーは、譲渡等の制限の対象となる。
- Q11 再圧室は、譲渡等の制限の対象となる。
- Q12 クロム酸は、厚生労働大臣の許可を受けなければ製造又は輸入できない製造許可物質である。
- Q13 ニトログリコールは、製造許可物質である。
- Q14 ベンジジン^①は、製造許可物質である。
- Q15 五硫化りん^②は、製造許可物質である。
- Q16 労働者を雇い入れたときは、その業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
- Q17 労働者の作業内容を変更したときは、当該業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- Q18 安全衛生教育の対象は、正社員に限られ、パート・アルバイトは対象外である。
- Q19 危険又は有害な業務に労働者を就かせるときは、特別教育を行わなければならないことがある。
- Q20 安全衛生教育は、事業者が任意に省略できるものであり、法令上の義務ではない。
- Q21 酸素欠乏危険場所における作業に労働者を就かせる場合、特別教育が必要となる。
- Q22 石綿等を取り扱う業務に労働者を就かせる場合、特別教育が必要となる。
- Q23 特別教育の記録は、5年間保存しなければならない。
- Q24 騒音業務は、整理上、特別教育の対象として必ず押さえるべき業務である。
- Q25 騒音作業場の等価騒音レベル測定は、6か月以内ごとに1回行う。
- Q26 暑熱作業場の気温、湿度、ふく射熱の測定は、1年以内ごとに1回行えばよい。
- Q27 非密封の放射性物質を取り扱う作業室では、空気中の放射性物質の濃度を1か月以内ごとに1回測定する。
- Q28 立入禁止場所の基準として、酸素濃度18%未満は重要である。
- Q29 作業環境測定記録の保存期間は、すべて一律3年である。
- Q30 定期健康診断において、既往歴及び業務歴の調査は、医師が必要でないと認めた場合には省略できる。

【ひっかけ対策】10問

- Q31 定期健康診断において、心電図検査、肝機能検査、血中脂質検査、貧血検査は、一定の基準に基づき医師が必要でないと認めるときは省略できることがある。
- Q32 特定業務従事者健康診断は、配置換え時およびその後1年以内ごとに1回行う。
- Q33 給食従事者の検便は、雇入れ時又は配置換え時に行うものとして押さえる。
- Q34 特殊健康診断は、有害業務への配置替え時にも実施する。
- Q35 特殊健康診断において適切な健診デザインを行うためには、作業内容と有害要因へのばく露状況を把握する必要がある。
- Q36 情報機器作業に係る健康診断では、眼科学的検査などとともに、上肢および下肢の運動機能検査を行う。
- Q37 有機溶剤等健康診断における尿中代謝物の検査では、採尿時刻の管理が重要である。
- Q38 高気圧業務健康診断では、聴力検査や肺活量検査などが重要項目となる。
- Q39 電離放射線健康診断の個人票は、原則として5年間保存すればよい。
- Q40 石綿健康診断の記録は、業務に従事しなくなってから40年間保存する。

自己採点欄

正解数： /40問

正答率： %

間違えた問題番号：

Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q

今回見直す項目：

定期自主検査

Q34 ○

局所排気装置のダクトは、一般に角形より円形の方が圧力損失が小さくなります。

暗記：

ダクトは円形が基本。

Q35 ×

局所排気装置では、排風機は一般に空気清浄装置の後に置きます。

基本構造は、

フード → ダクト → 空気清浄装置 → 排風機 → 排気ダクト

です。

暗記：

ファンは清浄装置の後。

Q36 ○

A 測定は、単位作業場所の平均的な濃度分布を把握するための測定です。

一方、B 測定は、有害物の発散源近くなど、濃度が最も高くなるおそれのある場所で行います。

Q37 ○

B 測定は、最高濃度になるおそれのある場所の濃度を把握するための測定です。

A 測定と B 測定はセットで覚えます。

暗記：

A 測定 = 平均。

B 測定 = 最高。

Q38 ○

作業環境測定は、原則として連続した 2 作業日に行います。

「1 日だけ測定すればよい」とする記述は誤りです。

暗記：

作業環境測定は連続 2 作業日。

Q39 ○

管理区分は 3 つです。

第 1 管理区分：作業環境が良好

第 2 管理区分：改善努力が必要

第 3 管理区分：作業環境改善が必要

暗記：

1 良好、2 改善努力、3 改善必要。

Q40 ×

酸素濃度 18%未満の場所では、防じんマスクや防毒マスクなどのろ過式呼吸用保護具では不十分です。

ろ過式は、有害物を除去するものであり、酸素を供給するものではありません。

酸素欠乏のおそれがある場所では、送気マスクや自給式呼吸器など、給気式の保護具が必要になります。

暗記：

酸素 18%未満では、ろ過式不可。

送気式・自給式を考える。

正答数の目安

今回は 40 問です。

- ・36 問以上：かなり良好です。労働衛生分野の後半も得点源にできます。
- ・32～35 問：良好です。数字・頻度・基準値を確認してください。
- ・28～31 問：合格圏ですが、局排、作業環境測定、CO₂、保護具の復習が必要です。
- ・27 問以下：労働衛生分野②の「最後の砦」と要点まとめを読み直してください。

第 4 回は、労働衛生分野の後半です。

特に、騒音性難聴、放射線影響、情報機器作業、CO₂ 5000ppm、局所排気装置、作業環境測定、酸素 18%未満での保護具を優先して復習してください。

直前逆引き索引・頻出数字一覧

— 試験前日に、数字・対象外・保存年限だけを確認するために —

1. 人数・選任基準

数字・基準	覚えること	戻る場所
10人以上 50人未満	安全衛生推進者・衛生推進者	第1回
50人以上	衛生管理者、産業医、衛生委員会、ストレスチェック、健診結果報告	第1回・第6回
100人以上	林業・鉱業・建設業・運送業・清掃業の総括安全衛生管理者	第1回
300人以上	製造業等の総括安全衛生管理者	第1回
1000人以上	医療業等の総括安全衛生管理者、専属産業医	第1回
3001人以上	産業医 2人以上	第1回
201人以上	衛生管理者 2人以上	第1回
501人以上	衛生管理者 3人以上	第1回
500人超+有害 30人以上	専任衛生管理者	第1回・第7回
有害業務 500人以上	専属産業医、衛生工学衛生管理者の論点	第1回・第7回

2. 頻度・期限

数字・頻度	覚えること	戻る場所
14日以内	総括安全衛生管理者・衛生管理者・産業医などの選任期限	第1回
毎週 1回	衛生管理者の作業場巡視	第1回
毎月 1回	産業医の作業場巡視、衛生委員会の開催	第1回
6か月以内ごと	騒音測定、特定業務従事者健診、照明設備点検、大掃除	第4～6回
半月以内ごと	著しく暑熱・寒冷・多湿な屋内作業場の測定	第5回・第7回
1か月以内ごと	非密封放射性物質作業室の空气中濃度測定	第5回
1年以内ごと	定期健康診断、ストレスチェック、鉛作業場測定	第5・6回
2年以内ごと	特定化学設備の定期自主検査	第7回・第9回
80時間超	長時間労働者の面接指導の重要基準	第6回
遅滞なく	健診結果通知、面接指導、休業 4 日以上の死傷病報告	第6回

3. 保存年限

保存年限	覚えること	戻る場所
3年	衛生委員会議事録、定期自主検査記録、特別教育記録、労働時間状況記録	第1・5・6回
5年	一般健診個人票、鉛健診、有機溶剤健診、面接指導記録	第5・6回
7年	粉じん作業環境測定記録	第5・7回
30年	電離放射線健診、特別管理物質健診	第5・6回
40年	石綿健診、石綿作業環境測定記録	第5・6回

4. 作業環境・事務所衛生基準

数字・用語	覚えること	戻る場所
CO ₂ 0.5%以下	事務室の換気基準。5000ppm 以下	第4・6回
5000ppm	事務室 CO ₂ 基準。0.5%と同じ	第4・6回
酸素 18%未満	酸素欠乏。立入禁止。ろ過式保護具では不十分	第4・5回
硫化水素 10ppm 超	硫化水素中毒・立入禁止の基準	第6・7回
気積 10m ³ 以上	屋内作業場で労働者 1 人につき必要	第6回
床面から 4m 超	気積計算では含めない	第6回
窓 1/20 以上	窓その他の開口部は床面積の 20 分の 1 以上	第6回
一般事務 300 ルクス	一般事務作業の照度	第3回
付随作業 150 ルクス	付随的な事務作業の照度	第3回
グレア 30 度以上	眼と光源を結ぶ線と視線の角度	第3回

5. 作業環境測定・局所排気装置

用語	覚えること	戻る場所
A 測定	作業場所の平均的な濃度分布を把握	第4回
B 測定	最高濃度になるおそれのある場所を把握	第4回
第1 管理区分	作業環境が良好	第4回
第3 管理区分	作業環境の改善が必要	第4回
局所排気装置	フード→ダクト→空気清浄装置→排風機→排気ダクト	第4回
囲い式フード	外付け式フードより捕集効率が高い	第4回
全体換気装置	定期自主検査の対象外として注意	第5回
特定化学設備	定期自主検査は 2 年以内ごとに 1 回	第7回